

罹災証明書・被災届出証明書の発行

今回の地震により家屋などに被害を受けた方に対する「罹災証明書」及び「被災届出証明書」の申請を受け付けています。

■申請場所

国見町役場 1階 アカマツの広場

■申請受付期間

3月31日(木)まで 午前9時～正午、午後1時～午後5時 (土日祝日含む)

■罹災証明書と被災届出証明書の違いについて

	罹災証明書	被災届出証明書
申請対象	町内にある住家（災害発生当時、居住のために使用していた建物。持ち家・賃貸どちらも対象）	町内にある非住家の建物（事務所、店舗、倉庫、地震当日空き家だった建）、家財、工作物（乗用車等含む）等
証明する内容	自然災害による住家の被害程度	被災者から被災の届け出があったことを照らすもの
被災内容の確認方法	被災の程度が分かる写真、職員による聞き取り等	
現地調査	あり	なし
証明書発行について	現地調査を行い、被害判定後に発行	申請当日に発行
申請に必要なもの	①本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ②被災の程度がわかる写真（現像ではなく、デジタルカメラやスマートフォンの画面による確認も可） ◎家電リサイクル法対象商品及びデスクトップパソコン等が被害を受けた場合は、必ずその品物の写真を撮影してください。	

■3月28日から現地確認調査を行います

罹災証明書発行に係る現地調査は、3月28日以降順次行います。なお、ご不在の場合も外観調査のため敷地内に立ち入りますので、ご了承願います。

☎ 税務課課税係 ☎ 585-2778

災害ごみの受け入れを行っています

伊達地方衛生処理組合では、地震により発生した災害ごみの受け入れを行っています。

詳細は「災害ごみの出し方」をご覧ください。

伊達地方衛生処理組合周辺の橋が通行できないため道路が大変混みあいますので、時間にゆとりをもって搬入してください。

※一般家庭ごみの収集は通常通り行っています。

※粗大ごみの受付（4月6日分）は通常通り行います。

☎ 住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116

水道料金等の減免について

3月16日に発生した福島県沖地震に伴い、給水装置の破損などによる漏水のため、平常時を超える使用水量になった場合の増加料金について減免を行います。

今回の地震による漏水については、令和4年5月分（令和4年3月・4月使用分）支払いに反映されます。

■対象者

宅地内及び屋内における給水管等の破損による漏水のために使用料が増加した使用者

■対象条件

漏水の修繕工事が完了した使用者

■減免の内容

令和4年5月分（※）の使用料金について、過去の使用水量（令和3年5月検針分の水量）と比較して、これを超える水量の料金を全額減免

※5月分使用料金は、5月1日～5月10日頃に行われる検針後に算出されます。

■申請期間

5月13日☎までに上下水道課まで「水道使用料軽減申請書」の提出をお願いします。

■下水道使用料について

減免後の水道使用水量に準じて使用料を算出します。

■その他

地震に伴う漏水が原因で、各家庭の水道の水圧が低下している可能性があります。地下に埋まっている給水管の漏水は発見が困難な場合もありますので、水道に何らかの異常がある場合はご相談ください。

☎上下水道課水道係 ☎ 585-2997



LINE で災害情報を配信中

国見町 LINE 公式アカウント



お友だち登録
お願いします！

※災害情報は・緊急情報は「友だち登録者」全員に配信します。

※通常配信は、「受信設定」をしないと情報が配信されませんので、必ず設定をお願いします。

友だち登録は、①または②でお願いします。

① LINE アプリで ID 検索

「友だち追加」検索窓に以下を入力して検索

@ kunimimachi

検索 🔍

② 2次元コード読み取り

「友だち追加」から右の

QRコードを読み取り



各種相談窓口の設置

今回の地震に伴う「相談窓口」を開設しています。震災に係る各種支援の相談についての相談窓口となります。

■被災した住宅の片付けにお困りの方

災害ボランティアセンター ☎ 585-3403（社会福祉協議会）

■町営住宅への入居について相談したい方

建設課管理係 ☎ 585-2972

■その他の困りごとの相談は

福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793

社会福祉協議会 ☎ 585-3403

ブルーシートの配布を行っています

地震により被災した家屋等の屋根や窓などの仮復旧のために、ブルーシートと土のう袋を配布しています。
※ブルーシートは1世帯2枚まで、土のう袋は10枚単位での配布となります。

■配布場所

住民防災課（赤色の窓口1番）

■配布時間

午前8時30分～午後5時15分まで

・在庫不足による配布の一時停止及び在庫確保による配布の再開については、防災無線及び町公式LINEでお知らせします。

☎住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116

地震の被害にあわれた農業者の方へ

今回の地震で農業用施設等に甚大な被害が発生した場合、補助事業が実施される場合があります。

■修繕前の全景や個別の被害箇所がわかるような写真を撮影し、保管してください。

■再建・修繕などの費用の内容がわかる書類（発注書・納品書・請求書・領収書など）も保管してください。

※現時点では補助事業が実施されるか未確定ですので、補助の対象を保証するものではありません。

☎産業振興課農林振興係 ☎ 585-2986

被災者生活再建支援金について

この事業は、罹災証明で一定以上の被害があった被災者に対し生活再建のための支援金が支給されるものです。現段階で該当の可否は未定ですが、内容が決定次第、対象者に相談会のお知らせを郵送します。

☎住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116

3月16日発生 of 福島県沖地震に関するお知らせ

【災害ごみの出し方】地震災害ごみの直接持ち込みが可能です

今回の地震により発生した災害ごみについて、伊達地方衛生処理組合に直接持ち込みすることができます。

■受付日時（3月18日(金)から当面の間）

・平日（月～金）、3/26（土）、3/27（日）、4/2（土）、4/3（日）

※平日、土日ともに受付時間は、【午前の部】8時40分～11時30分、【午後の部】1時～4時

■搬入時のお願い

- ・災害ごみ毎に分別をしてから搬入してください。搬入時は、大変込み合うことが想定されますので、感染症対策をして、時間に余裕を持って搬入してください。
- ・災害廃棄物搬入の場合は、本人確認が必要です。
- ・家電リサイクル法対象品及びデスクトップパソコンなどの搬入にあたっては、「罹災証明書」の提示が必要となります。「罹災証明書」の交付が難しい場合は、「被災証明書（家財内容記載）」の交付を受け、提示をお願いします。
- ・事業所（会社、工場、小売店、飲食店）から排出される地震災害がれき等は、廃棄物処理法の規定により事業者の責任となるので受け入れできません。

※事業系一般廃棄物は、有料（130円/10kg）での受け入れ処理となります。

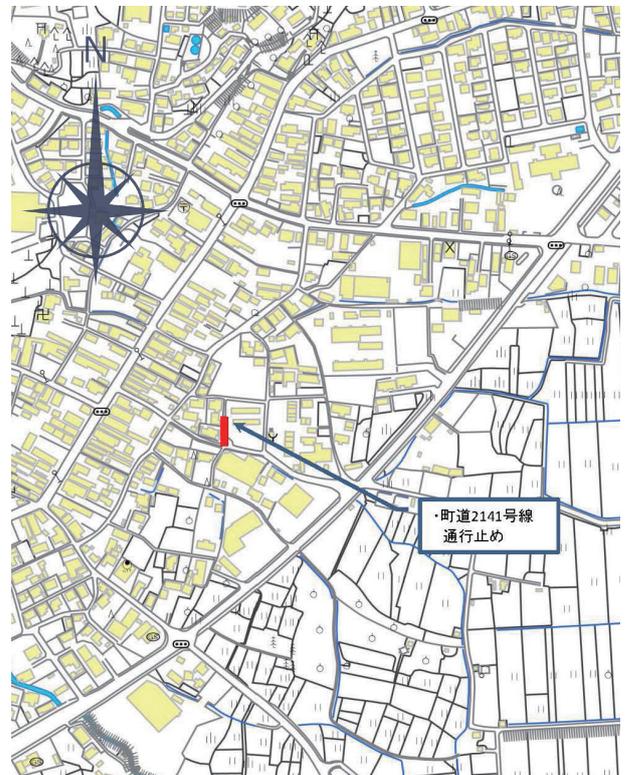
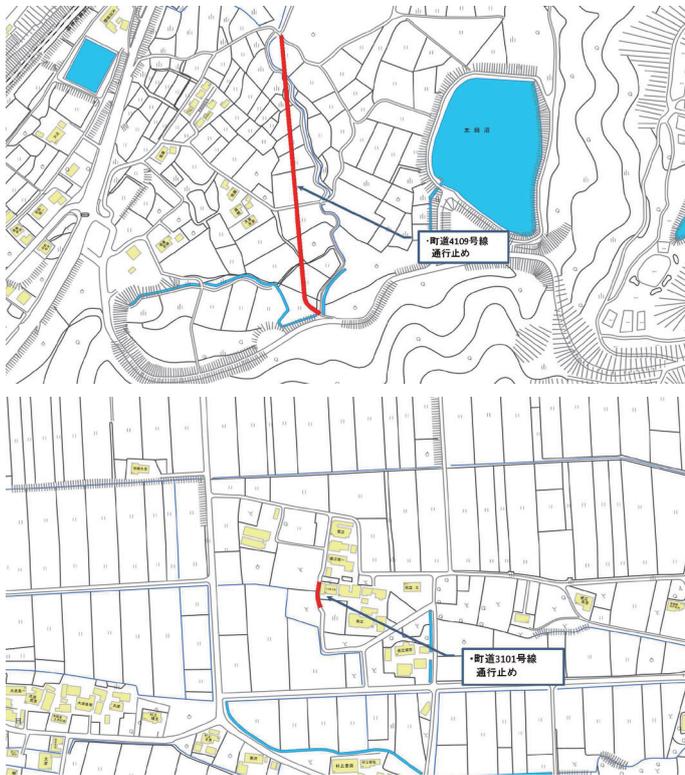
通常ごみ以外で受入れできるもの	受入れできないもの	
1. 木質がれき	地震災害とは関係がない産業廃棄物	
2. 塩ビトタン	土砂・汚泥・灰	
3. 石類	廃油	
4. 瓦類（「スレート瓦」と「焼瓦」に分別して搬入）	煙突（アスベストを含むもの）	
5. コンクリート ガラ	断熱材（ガラスウールを含むもの）	
6. 土壁類	自動車部品、バイク	
7. 石膏ボード	農機具類（エンジン付）	
罹災・被災証明の提示が必要	8. 家電リサイクル法対象品（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）	事業所（会社、工場、小売店、飲食店など）から排出される左記1～9の災害ごみ
	9. デスクトップパソコンなど	損壊家屋の解体・撤去物

通常ごみ以外で受け入れできるもの	3月18日～4月28日		5月2日～		注意点
	個人（本人）	業者	個人（本人）	業者	
1 木質がれき	身分証明書を提示し、今回の地震によって落下（倒壊）した旨を窓口で伝える。	個人（本人）が身分証を持参し業者の車に同乗することを原則とし、窓口で提示する。	身分証明書と被災証明書を窓口で提示する。 ※5月からは全てのごみの搬入について、被災証明書が必要になります。	個人（本人）が身分証明書と被災証明書を携参して業者の車に同乗し、窓口で提示する。 ※5月からは全てのごみの搬入について、被災証明書が必要になります。	災害によって落下（倒壊）したものに限り。 ※瓦の半分が落ち半分が残った。一体的に修理するため全部剥がす工事を行った際、搬入できるのは落下したもののみ（ブロック塀等も同じ）
2 塩ビトタン					
3 石類					
4 瓦類（「スレート瓦」と「焼瓦」に分別して搬入）					
5 コンクリートガラ					
6 土壁類					
7 石膏ボード					
8 家電リサイクル法対象品（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）	身分証明書と被災証明書を窓口で提示する。	個人（本人）が身分証明書を携参して業者の車に同乗し、窓口で提示する。			被災時に使用していたものに限り
9 デスクトップパソコンなど					

地震による道路の通行規制

3月16日発生 of 地震により次の4か所が通行止めとなっています。

道路名	規制内容	区間 (上段：起点 下段：終点)	原因	期間
町道 2141 線	全面通行止め	大字藤田字日渡四 大字藤田字日渡四	沿道工作物の倒壊の恐れ	当分の間
町道 3101 線	全面通行止め	大字徳江字原 大字徳江字原	沿道工作物の倒壊の恐れ	当分の間
町道 4109 号線	全面通行止め	大字貝田字太田 (貝田圃場整備内)	道路の損壊による	当分の間



●道路・水路などに地震による被害を発見した時は、ご連絡をお願いします。

☎建設課建設係 ☎ 585-2971

被災家屋解体処理事業について

この事業は、災害により「全壊」判定となった住家及び非住家の解体を町が行うものです。

国の特例措置により対象が広がる場合があります。内容が決まりましたら相談会を実施します。お知らせ版、町公式 LINE 及び町ホームページでお知らせします。

☎住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116

阿武隈川に架かる橋の通行止めのお知らせ

3月16日発生 of 地震により、阿武隈川に架かる橋が通行止めになっています。

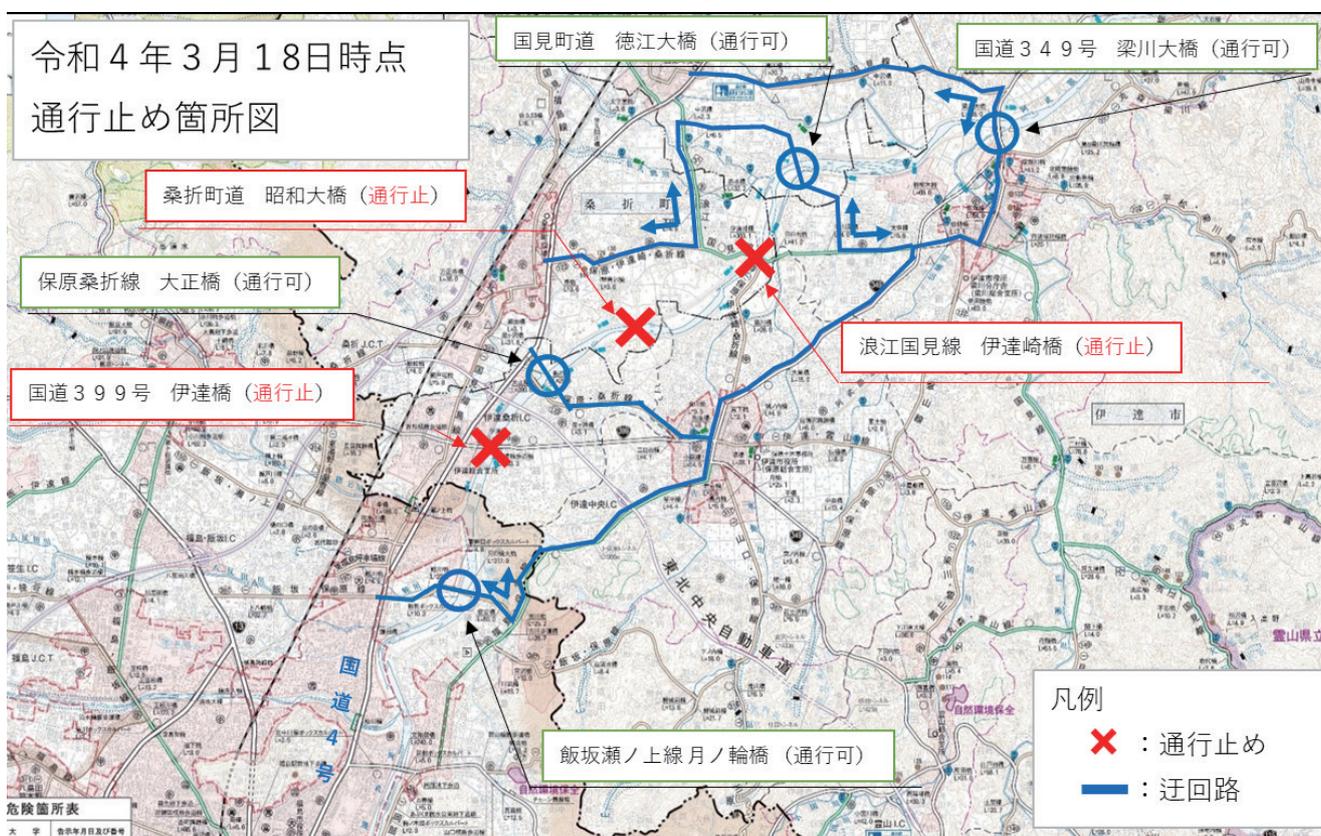
■通行止め

- ・伊達崎橋（県道浪江国見線）
- ・昭和大橋（町道107号）
- ・伊達橋（国道399号）

■通行可能な橋

- ・梁川大橋（国道349号）
- ・徳江大橋（町道4線）
- ・大正橋（県道保原桑折線）
- ・月の輪大橋（県道飯坂保原線）
- ・文知摺橋（国道115号）

※被害が大きいため、当分の間通行止めとなります。



☎建設課建設係 ☎ 585-2971

住宅の応急修理制度について

町では、令和4年福島県沖地震で準半壊以上の被害を受けた世帯を対象に、日常生活に必要な最小限度の修理を行う応急修理制度を実施します。

なお、詳細が決まり次第、改めて広報紙やホームページ等でお知らせしますが、本制度を利用するには「罹災証明書」を取得しており「準半壊」以上の判定がなされている必要があります。

また、修理済みでも対象となる場合がありますので、不明な点がございましたら下記問い合わせ先まで連絡ください。

☎建設課管理係 ☎ 585-2972